

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年11月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800078号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800026号

第1 結論

請求者のA事業所における平成28年7月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年7月から平成29年8月までの標準報酬月額については、20万円から26万円とする。

平成28年7月1日から平成29年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から平成29年9月1日まで
請求期間は、A事業所の派遣社員として勤務していたが、標準報酬月額が給与明細書の報酬月額と相違しているため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録の標準報酬月額は20万円と記録されている。

しかしながら、請求者は、請求期間における給与明細書を全て保管しているところ、当該給与明細書によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(20万円)を上回っていることが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、26万円とすることが妥当である旨回答している。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び日本年金機構の回答から、26万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800002号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800007号

第1 結論

平成9年*月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年*月から平成12年3月まで

大学生であった平成9年*月に20歳になったので、同月25日にA市B区役所において国民年金の加入手続及び免除申請を行い、それ以降、大学を卒業する平成12年3月までの国民年金保険料については、毎年、同区役所で免除申請をしていたはずなのに、年金記録では、請求期間について保険料の未納期間となっている。

当時のスケジュール手帳があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成9年*月のスケジュール手帳の写し(以下「当該手帳の写し」という。)によると、25日の欄には「年金手続」と記載されている上、請求者に係る国民年金被保険者の資格取得処理日は、オンライン記録において、平成9年*月28日となっていることが確認できることから、国民年金の加入手続は、同月25日頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期は一致する。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の免除の適用を受けるためには、加入手続とは別に、毎年度免除申請を行う必要があったところ、当該手帳の写しにおいて、上記の「年金手続」以外に免除申請に関する具体的な記載はない上、そのほか免除申請を行ったことをうかがわせる資料もなく、請求者が請求期間に係る免除申請をしていた事実を確認することができない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、平成9年10月13日に請求者の父から申請免除の相談の電話があった旨記載されているところ、A市は、免除申請に関する具体的な記載がないことから、当時、請求者の父から一般的な免除に関する相談はあったが、請求者に係る免除申請は行われていなかったものと思われる旨回答している上、同被保険者名簿において、請求期間の保険料が免除されていた記録は確認できない。

さらに、前述の申請免除の相談内容等について、請求者の父に照会したものの、当時、請求者から国民年金に加入すべきか相談され、加入すべきとアドバイスした記憶があるが、請求者の免除申請に関して記憶していることはない旨陳述しており、請求者が請求期間について免除申請をしていたことをうかがわせる具体的な回答は得られなかった。

加えて、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考

え難い。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800044号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800025号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA事業所における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和42年10月1日から昭和44年9月1日まで

請求期間①及び②について、A事業所で船員として勤務し、B船舶に乗船していたが、年金記録では、船員保険の加入記録がない。

船員手帳等の資料はないが、給与から船員保険料が控除されていたはずなので、請求期間①及び②を船員保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

船舶登記簿謄本及び船舶原簿の記録、請求者が名前を挙げた元事業主(以下「元事業主」という。)の妻の回答並びに請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間①及び②当時、A事業所に勤務し、B船舶に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、当時の資料はなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答している上、当時の代表社員及び元事業主は既に死亡しており、B船舶の当時の所有者は所在が不明であることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、国土交通省C運輸局D運輸支局、E水産局、F市役所、G漁業協同組合及びH組合に照会したものの、いずれも請求期間①及び②当時に請求者がB船舶に船員として乗船していた事実が確認できる資料は保存していない旨回答している上、元事業主の妻は、請求者の勤務期間、船員保険の適用状況及び同保険料の控除について分からない旨陳述している。

さらに、請求者は、一緒に乗船していた同僚二人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり個人を特定することができないことから、当該事業所(昭和47年9月1日に船舶所有者がI氏からA事業所へ変更)に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間①及び②当時に同事業所において船員保険並びに厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた27人に照会し11人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の両請求期間に係る船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求期間①及び②について、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前はなく、請求者が同事業所において船員保険に加入していた形跡は見当たらない。

なお、船員保険適用事業所名簿において、B船舶の当時の所有者が請求期間①及び②に船員保険の適用事業所であった記録は確認できなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。